答　申　第　２７　号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

松阪市長　竹　上　真　人　様

松阪市個人情報保護審査会
会長　　森 下　英 俊

個人情報の適正な取扱いの確保に関する諮問について（答申）

令和７年８月５日付、25 松総第 000146 号にて諮問のあった下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

１．　個人情報の保護に関する法律第 129 条及び松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例第 11 条第３号の規定により、審査会の意見を求める事項

審査会開催日
令和７年　８月１９日　第 20 回 松阪市個人情報保護審査会

答　　申

審　査　案　件	松阪市におけるＥＢＰＭの取組として、市の各所管課が保有する個人情報を統計処理することで特定の個人が識別されない統計データに変換し、所管課及び政策立案者等に提供し利活用することに係る個人情報の適正な取扱いについて。
審 査 会 の 意 見	本件諮問は、個人情報の保護に関する法律第 129 条及び松阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例第 11 条第 3 号の規定に基づき、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるものとして行われたものである。 審査会としては、本件について、個別の事案の法に照らした適否そのものを示すのではなく、国の法令、ガイドライン及び事務対応ガイドに沿った運用ルールの整理及び安全管理措置の具体化に資する観点から、次のとおり意見を述べるものである。 1　現時点では、本件取組は外部公開を前提とするものではなく、内部利用を前提として運用することが適切であると考えられる。 2　市の保有する個人情報全体を常時自由に利用し得る状態に置くのではなく、各部署の要望に応じて必要な範囲でその都度抽出し、加工後のデータを利用する取扱いを基本とすることが望ましい。 3　統計データ該当性の判断基準及び匿名化の取扱いについては、担当部署間の感覚的運用に委ねることなく、国の法令及びガイドラインの趣旨に沿って、松阪市において適切なガイドラインを作成し、当該ガイドラインにおいて明確化を図ることが望ましい。 4　その際には、個人との対応関係の排斥、少数データの秘匿、個別申請及び承認の手続、外部公開の判断基準並びに問題発生時の見直しの在り方について、あらかじめ整理しておくことが相当である。 5　個人情報の取扱いについては、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、職員に対する情報セキュリティ及び倫理観に関する教育を充実させることが重要である。 6　本取組の公益性及び安全性について市民に対して説明し得るものとするため、その趣旨、必要性及び市民サービス向上との関係について、実施機関において分かりやすく整理しておくことが望ましい。

審　査　内　容	本件諮問は、官民データ活用推進基本法に基づく松阪市ＤＸ推進計画の一つであるＥＢＰＭの取組について、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、審査会の意見を求めたものである。 ＥＢＰＭは、松阪市の各所管課が保有する個人情報を統計処理することで特定の個人が識別されない統計データに変換し、可視化したデータを政策立案者に提供することにより、データに基づく合理的で無駄のない政策立案及び所管課への業務改善支援を図ろうとする取組である。 審査会においては、現時点では内部利用を前提とし、市の保有する個人情報全てを常時自由に利用するものではなく、各部署の要望に応じてその都度抽出し、加工後のデータを利用する運用が想定されていることを確認した。 また、統計データの作成に当たっては、個人との対応関係の排斥に配慮し、所管課及びＥＢＰＭ担当課の職員による精査を行い、所管課以外が個人情報等のデータを見る場合には個別の申請及び承認を要する枠組みが示されていることを確認した。 他方で、統計データ該当性の判断基準、匿名化の程度、少数データの秘匿、外部公開の可否、職員教育及び安全管理措置については、なお整理を要する事項があることから、国の法令、ガイドライン及び事務対応ガイドに沿った運用ルールの細則化が重要であるとの認識に至った。 以上を踏まえ、審査会としては、本件取組について、個人情報の適正な取扱いを確保するため、前記の各意見に留意しつつ運用されることが望ましいとの意見を取りまとめたものである。
審　　査　　日	令和７年　８月 19 日（火）
事 務 の 名 称	松阪市におけるＥＢＰＭの取組
取得・利用する 個人情報の項目	住基、交通、福祉、防災、環境、教育、観光、文化、農水等、市の各所管課が保有するあらゆる分野に係る個人情報
事 務 の 目 的	個人情報を統計処理して特定の個人が識別されない統計データに変換し、可視化したデータを政策立案者に提供することで、データに基づく合理的で無駄のない政策立案及び所管課への業務改善支援を可能とすることを目的とする。
所管課（室）等	総務部　総務課 デジタル未来戦略局　市政改革課